

区域外就学許可基準

- 1 学校教育法施行令第9条に規定する区域外就学については、保護者の申し出により次の基準表のとおり処理する。
- 2 本市の基準に合致する願出であっても、児童生徒の在住する市町村教育委員会の承諾が得られない場合については、許可しないものとする。
- 3 他市町村の教育委員会からの協議について承諾する場合は、本市立学校への就学を許可する基準に準じて行うものとする。
- 4 その他必要な事項は所管課長が定める。

基準表

区分	許可要件	対象学年	許可期間	承認校	提出書類
転校延期	学年途中で市外に転出したが、在学している学校に引き続き就学したい場合	小学校全学年	学年末まで	在籍校	<ul style="list-style-type: none"> ・区域外就学申請書 ・住民票謄本
		中学校全学年	卒業まで		
転入予定	住宅の新築や購入、賃貸による転入が確実であるため、その転入予定先の学校へ前もって就学したい場合	全学年	転入予定月の末日まで	転入予定先の学校	<ul style="list-style-type: none"> ・区域外就学申請書 ・住民票謄本 ・建築契約書や賃貸借契約書等 ・誓約書
その他	上記以外の理由で、児童生徒及び保護者にとって、住所の在する市町村の学校に就学させることが著しく負担になることが予測される場合	全学年	その理由の継続する期間	許可された学校	<ul style="list-style-type: none"> ・区域外就学申請書 ・住民票謄本 ・申立書 ・その他必要な書類(校長意見書等)

※ 区域外就学に伴う児童・生徒の通学上の安全面については、保護者が責任を持つものとする。

附 則

- 1 この基準は、令和5年8月1日から施行する。